

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部工務課 No.001

処 分 名	給水装置の基準違反に対する処置
処 分 の 概 要	給水契約の申込み拒否や給水停止を行います。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業給水条例（平成 17 年 10 月 1 日条例 202 号） 第 35 条第 1 項及び第 2 項
処 分 基 準	給水装置に使われている材料の構造及び材質が<u>水道法施行令第 6 条</u>に適合していないときは、給水契約の申込みを拒み、又はその基準に適合させるまでの間、給水停止を行うことができます。 給水装置が<u>指定給水装置工事事業者が施行したもの</u>でないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水停止を行うことができます。 ただし、国土交通省令に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置がその基準に適合していると確認したときはこの限りではありません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 7 年 12 月 18 日）
備 考	
根拠条例及び 関係例規等の抜粋	■春日部市水道事業給水条例 第 35 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、<u>水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 6 条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。 ただし<u>法第 16 条の 2 第 3 項</u>の国土交通省令に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部工務課 No.002

処 分 名	給水装置の切離し
処 分 の 概 要	給水装置の切離しを行います。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業給水条例（平成 17 年 10 月 1 日条例 202 号） 39 条第 1 号及び 2 号
処 分 基 準	給水装置所有者が 90 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき、または給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたときに給水装置の切離しを行うことができます。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 7 年 12 月 18 日）
備 考	
根拠条例及び 関係例規等の抜粋	■春日部市水道事業給水条例 第 39 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。 （１）給水装置所有者が 90 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。 （２）給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部工務課 No.003

処 分 名	春日部市指定給水装置工事事業者の指定の取消し及び停止
処 分 の 概 要	春日部市指定給水装置工事事業者の指定の取消し又は停止を行います。
根拠条例等・条項	春日部市指定給水装置工事事業者規程 （平成 17 年 10 月 1 日企業管理規程第 14 号） 第 8 条及び第 9 条
処 分 基 準	(1) 不正の手段によって指定を受けたとき。 (2) 春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 5 条各号に適合しなくなったとき。 (3) 春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 7 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 12 条各項に違反したとき。 (5) 春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 13 条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業運営をすることができないと認められるとき。 (6) 春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 16 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 (7) 春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 17 条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。 (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 ※（1）～（8）に該当する場合に指定を取り消すことができます。 なお、考慮すべき特段の事情があるときは、指定の取消しに代えて、6 か月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができます。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 6 年 2 月 16 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市指定給水装置工事事業者規程

第8条 管理者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定又は第5条の2第1項の指定の更新を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定又は第5条の2第1項の指定の更新を受けたとき。
- (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

第9条 前条各号に該当する場合において、指定給水装置工事事業者に考慮すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに代えて、6か月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。